

知的障害者の意思決定支援に向けた ICT 活用の現状と課題

福祉社会開発研究センター 客員研究員
木口 恵美子

東洋大学社会学部 助教
小泉 隆文

福祉社会開発研究センター 客員研究員
丸山 晃

1. はじめに

障害者の権利に関する条約（以下権利条約という）の批准（2014年）や、障害者基本法や障害者総合支援法に意思決定支援という文言が盛り込まれたことから、意思決定支援が障害者福祉の領域において重要な課題となっている。厚生労働省は、2017年に障害福祉サービスの事業所に向けて、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（以下ガイドラインという）を公表し、意思決定支援の重要性やあり方を伝えている。ガイドラインは、支援をつくしても意思を読み取れない場合に、利用者の最善の利益を考えた職員による代行決定も意思決定支援に含むという考えを示している。しかし、支援をつくしたことの確認ができない状況では、本人の意思を探ろうとする支援がたいして行われないうまま、意思決定支援という名のもとに、従来通りの職員主導の決定が行われることが懸念される。

2004年に行政処分としての措置制度から契約に基づく支援費制度に転換した際にはサービスの自己決定・自己選択が強調されたものの、サービスを選ぶことのできない状況や家族による選択が、半ばあたり前のように行われてきたという課題もあった。その後自立支

援法を経て障害者総合支援法となり意思決定支援が重視されているが、前述のような課題がある。措置制度が終焉して約15年が過ぎた今日、真剣に自己決定や意思決定の課題に取り組むことが求められている。

2017年に、入所施設で暮らす知的障害者19名が、自分の名前を言えないことで障害が重いとされ、生きる価値がないという理由で殺害された相模原事件が起きた。事件そのものやその後の公判で遺族への配慮から被害者の実名が伏せられたこと等から、知的障害者が生きる社会は狭く、人間関係も限定的になりやすく、障害者やその家族が他の人と同様にあたり前に生きる権利が守られていないことに対して、社会の認識が十分になされてこなかったことがわかる。

その一方で、ICT（Information and Communication Technology の略）技術の発展は目覚ましく、近年、ALSなど体に重い障害を持つ人が、コンピューターで分身ロボットを操作することで仕事や社会参加することや、視線入力で車いす操作や文字入力を行い、より自由に移動することやより負担なく意思を伝えることなどが可能になってきている。今後もICTが障害を持った人の社会参加に果たす役割は今後ますます大きくなると考えられる。しかし、知的障害者にとってICTの活用はまだ端緒についたばかりである。

本研究では知的障害者の意思決定支援のためのICT活用の可能性に向けた現状と課題について、事業所へのアンケート調査を踏まえて検討を行う。

2. 先行研究

障害者の意思決定支援については、前述のように権利条約の批准や法律に文言が盛り込まれたことにより、様々な議論がなされてきた。木口は、それらの議論には成年後見制度、障害者福祉の法制度、支援実践の視点があると分類し、支援については、アクセス支援、情報提供、ICT活用等をあげている（木口 2016）。

長年の現場経験から柴田は、意思決定支援には意思疎通支援、意思形成支援、意思実現支援の3つの要素があり、意思疎通支援は本人の意思をくみ取ることや、絵や写真等を用いて本人の状態に応じた的確な情報提供の双方を含み、意思形成支援は、本人にとってより良い意思決定を本人自身が納得してできるよう支援すること、意思実現支援は、本人の意思が実現できるように支援することだと述べている（柴田 2013）。つまり、意思決定支援の基礎にはコミュニケーションや情報へのアクセスが欠かせないと言える。

ガイドラインは、意思決定支援には日常生活と社会生活の場面があり、日常生活における意思決定支援として、「食事、衣服の選択、外出、排せつ、整容、入浴等基本的な生活習慣に関する場面の他、複数用意された余暇活動プログラムへの参加を選ぶ等の場面が考えられる。日頃から本人の生活に関わる事業者の職員が場面に応じて即応的に行う直接支援の全てに意思決定支援の要素が含まれている。」や「日常生活における支援場面の中で、継続的に意思決定支援を行うことが重要である。」（ガイドラインp3）と述べている。

そして、意思決定支援では、本人が理解できるように情報の伝え方を工夫することや、絵カードや具体物を用いるなど、「本人の意思確認ができるようなあらゆる

工夫（下線筆者）を行い、本人が安心して自信を持ち自由に意思表示できるよう支援することが必要である。」（ガイドラインp4）と示しており、本人が理解できるような情報の伝え方や意思表示のための物理的・精神的支援が必要だとされている。

ガイドラインにあるあらゆる工夫に、現代であればICTの利用が含まれることは容易に想像できるが、障害者支援におけるICT利用に関する報告は、教育分野の中でも特別支援教育によるものが大半で、その背景には権利条約批准によるインクルーシブ教育の推進があると考えられている（志村・清野ら 2015）。また、リハビリテーションの分野でも支援計画の作成のためにICTが用いられていることも報告されている（志村 2016）。

ICTで用いられるiPadに代表されるタブレット端末の特徴には、①シンプルで直感的な操作性、②高度なカスタマイズ性、③導入・運用コストが低い、④高い教育的効果、⑤コンパクトで持ち運びが容易、⑥モチベーション向上に繋がりやすさがあり、活用例として、①コミュニケーション支援、②読み書き支援、③記憶の支援、④見通しを持たせる、⑤手順や行程を分かりやすく伝えるためのツールとして活用されることが可能として期待されている（志村・清野ら 2015）。

しかし、学校教育終了後の福祉分野においては、ICTの利用に関する研究や実践報告は極めて少なく、知的障害者支援施設の当事者活動としてICTを利用している取り組みの紹介（丸山、小泉 2016）、ICTの利用の可能性を探るために知的障害者支援施設でICTを導入した報告（志村・清野・宮竹ら 2015）などに限られるものの、意思決定支援との関連では、ICTを取り入れたことで利用者の意思をくみ取りたいという職員の意識が高まったことが報告されている（志村・望月・荒木 2017）。

そのような状況の中で、教育的支援で有効なICTが福祉的支援で活用されない理由を探り対応を検討する必要性が示され（志村・小泉 2019）、東洋大学福祉社会開発研究センターが、2018年に障害者支援におけるICTの利用に関する実態・意識調査を実施した。その結果

は調査結果とモデル事例の検討から、障害者福祉施設におけるICTの活用をすすめるためには、職員へのICTに関する研修が必要であることが示されている（志村・小泉 2019）。ようやく知的障害者施設の支援者を主な対象とする専門雑誌「さぼーと」もICTを特集で取り上げ、その中で渡辺は「『ICTや機器は苦手』と感じている支援者は、利用者視点に立ち、まずは自らが使ってみてほしい」（渡辺 2019）と述べている。

本稿では、意思決定支援のためのICTの活用について、東洋大学福祉社会開発研究センターによる「就労継続支援B型サービス提供者のICT利用実態・意識調査結果報告書（知的障害のある利用者）」（2019）をもとに検討を行う。

3. 調査方法 就労継続支援B型サービス提供者のICT利用実態・意識調査から

調査目的は、障害者へのサービスのうち、訓練のサービスとして最も多く提供されている就労支援継続支援B型のサービス提供におけるICT利用に関する実態と、サービス提供者のICT利用に関する意識を明らかにすることである。

調査方法は、2018年10月時点で確認できた全国の就労支援継続支援B型提供者11,886施設の約20%にあたる2400施設を都道府県別の比例配分で割当、無作為に抽出した。調査対象となったサービス提供者へは郵送で依頼文書を送付したのち、インターネットを介した調査システムであるSurvey Monkey（Survey MonkeyはSurvey Monkey社の商標）を使用した。

調査期間は2018年11月下旬から12月下旬で、調査に回答した施設は361施設（回収率15.04%）で、その中で主な利用者が知的障害であると回答した施設は211施設（58.45%）であった。すべての施設が各設問に回答しているわけではないため、回答数が211に達していない問

や回答数の合計や百分率に差が生じていることを断っておく。

4. 結果

1) タブレット端末の活用可能性に関する意識

①支援場面でのタブレット端末の活用可能性に関する意識

職員がタブレットを用いて行う支援について、最も活用できると考えられているのは「絵や写真を用いた具体的なコミュニケーション」で、大いに活用できる、ある程度活用できると合わせて80%を超えている。「言語でのコミュニケーション」や「興味関心の喚起」が共に70%以上で、「意思決定支援での活用」では60%を超える施設が活用できると考えている。一方で、「集中力の維持向上」に対する活用の可能性は低いと考えられている。（図1）

②利用者によるタブレット端末の活用可能性に関する職員の意識

利用者がタブレットを用いることで期待されることでは、「絵や写真を用いた具体的なコミュニケーション」と、「興味関心の拡大」が共に約80%で最も多く、次いで「言語でのコミュニケーション」が約67%である。「意思表示での活用」に対して活用できると答えた施設も60%を超えている。支援者がタブレットを用いる場合に比べると利用者が用いる場合には興味関心の拡大への活用が、言語コミュニケーションへの活用よりも若干可能性があると考えられている。（図2）

図1 支援場面でのタブレット端末の活用可能性

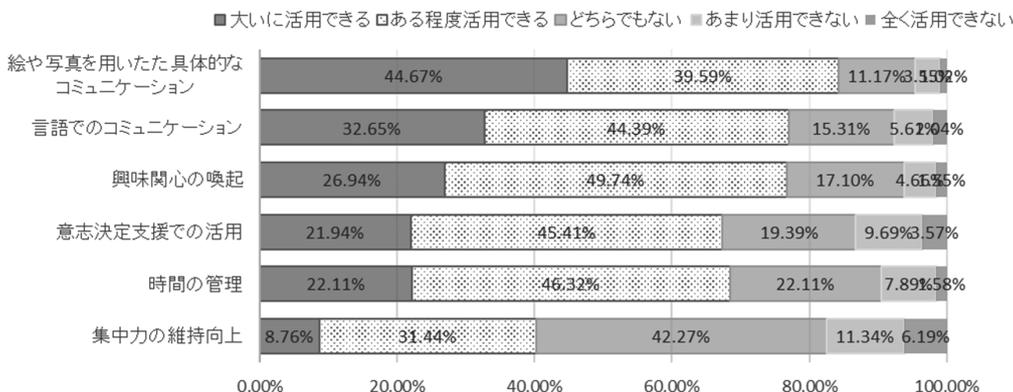
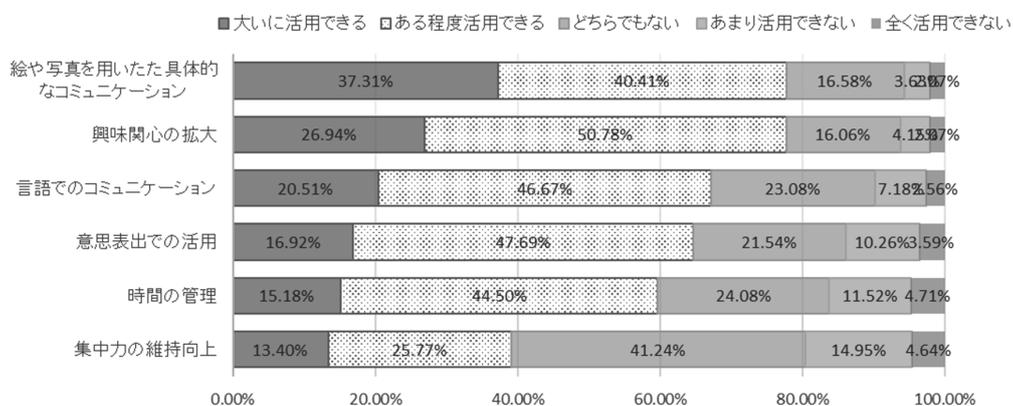


図2 施設利用者のタブレット端末の活用可能性

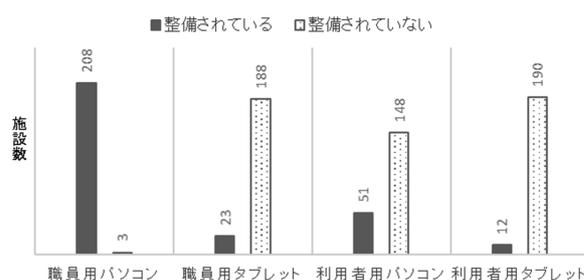


2) 施設におけるICT(パソコン・タブレット)利用の実際

①施設におけるICTの整備状況

支援者・利用者双方にとって、タブレットを用いることで絵や写真を用いた具体的なコミュニケーションや、言語でのコミュニケーション、意思表示や興味関心の喚起や拡大等で活用が期待されているものの、現実には職員用、利用者用共にタブレットの整備は進んでいない。また、職員用のパソコンは整備されていても、タブレットの整備までは進まず、利用者用のパソコン、タブレットは共に整備されていない。(図3)

図3 パソコン・タブレットの整備状況



②直接支援におけるICTの活用状況と活用領域

図4、図5はパソコン、タブレットを問わず、支援におけるICTの活用状況(図4)と活用している領域の割合(図5)を示している。活用しているが半数を超えるのは、職員が作成する「支援計画」と「支援記録」のみで、

活用している領域に占める割合も支援計画と支援記録が約60%で、コミュニケーションに用いられるのは10%である。

図4 直接支援へのICT活用の現状

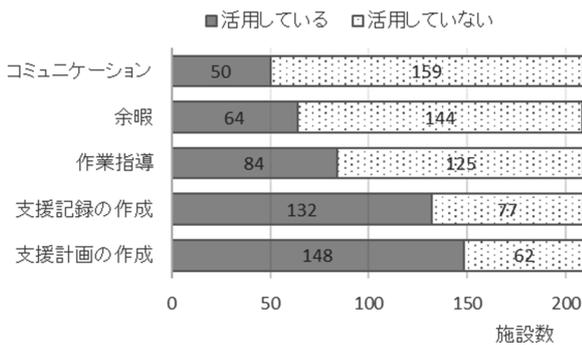
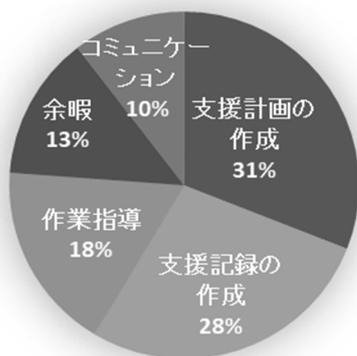


図5 ICTを活用している領域

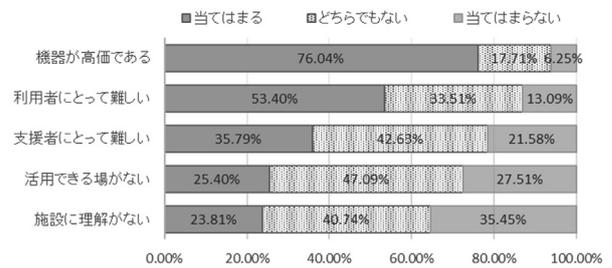


3) 施設でタブレット端末機器を活用できない理由

①職員が支援に用いることができない理由

利用者支援にタブレット端末機器を活用できない理由は、「機器が高価である」、「利用者にとって難しい」、「支援者にとって難しい」、「活用できる場がない」、「施設に理解がない」の順であった。「支援者にとって難しい」という理由に35.7%が当てはまり、当てはまらないと答えた21.58%より上回っている。また、25.4%が活用できる場がないと答えている。(図6)

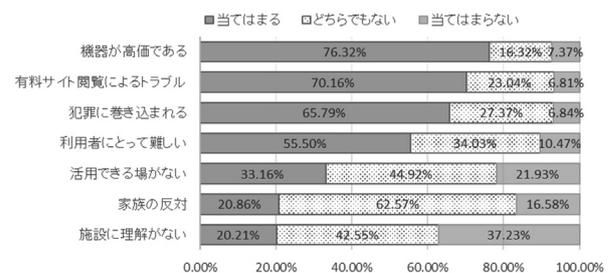
図6 利用者支援にタブレット端末機器が活用できない理由



②利用者自身がICTを用いることができない理由

利用者がICTを用いることができない理由として、職員が考えているのは、「機器が高価である」という理由だけではなく、「アダルトサイトや有料サイト閲覧によるトラブル」(70.16%)、「犯罪に巻き込まれる」(65.79%)という理由が高い割合で考えられており、それらの理由が「利用者にとって難しい」(55.5%)を上回っている。(図7)

図7 利用者自身がICTを活用できないと思う理由



5. まとめと考察

結果からは、支援者、利用者の別なく、視覚支援を用いた具体的なコミュニケーションや言語のコミュニケーション、興味関心の拡大等にICTが活用できると考えていた。意思決定支援は意思疎通支援と意思形成

支援を含み、コミュニケーションが重要であることや、本人が理解できるような情報の伝え方や意思表示のための物理的・精神的支援も意思決定支援に含まれることを考えれば、意思決定支援にICTの活用が期待されていると考えられる。しかし、実際に施設のICT機器の整備状況は、職員用のパソコンの導入以外はタブレットや利用者が使えるICT機器の導入は非常に少なかった。さらに、ICTを活用している領域も、パソコンを使った支援計画等の書類作成が主で、利用者とのコミュニケーションや、興味関心の拡大につながる余暇の場面での活用は少なく、ICTをコミュニケーションに活用する期待と実際のICTの利用領域は異なっていた。

ICTへの期待はあるものの、実際に利用者支援に活用されていない理由について、まず、支援に活用できない理由では、支援者にとって難しいという理由が、そうではないことより多かった。大半の支援者は私的にスマートフォンを利用し、実生活で利便性の高さを実感していると思われるが、利用方法は通話、検索、SNS、写真などに限られていることが考えられる。支援者が、もし自分が障害を持っていたらどのような利用の仕方ができるかを考えることや、具体的に利用者の特性を考えて活用できることを想像してみると、身近なスマートフォンでできることも多いはずである。利用者やICTをつなげていくには、まず支援者がICTの機能を理解して活用できる必要がある。ICTは利用者には難しいという回答も少なくなかったが、支援者と共に利用することから始める必要があるだろう。

また、ICTを用いて活用できる場がないと回答した割合が一定程度あり、図1の支援場面における活用可能性を問うすべての項目の活用できないという回答数よりも多いことについて、利用者とのやり取りなど個別具体的な場面ではICTの活用が想像できても、実際の業務の流れの中で新たにICT機器を用いる状況を、現実として想像し難いことが考えられる。職員が利用者一人ひとりと向き合い、関わることでできる職員体制が強く望まれる。

次に、利用者自身がICT機器を活用できない理由については、利用者にとって難しいという理由よりも、有料サイトの閲覧によるトラブルや犯罪に巻き込まれるという理由が上回っていることは、実際にICTを入手できて、利用者も操作が可能で、その活用が期待されるとしても、職員や家族の不安から、リスクを回避するために、ICTの利用が制限されることが考えられる。海外では、企業等で使用しなくなったiPadを受け取り初期化して必要な人に配布する取り組みもあり（志村2016）、今後、ICT機器が入手しやすくなる時が来た時に機会を逃すことが無いように、リスクを回避するだけではなく、リスクへの対応方法を考えていくことが必要である。

また、有料サイト閲覧によるトラブルへの懸念が非常に高いことについて、具体的な利用者を想定しているのかなどは不明であるものの、そのようなリスクを理由にICT機器の利用を遠ざけることが、本人の自尊心や主体性を促すことにつながるかは疑問である。また、ICTの利用で期待されるコミュニケーション、関心・興味の喚起、意思表出の可能性を狭めることとなり、ガイドラインにいう本人の意思決定を確認できるあらゆる工夫をしたと言えるだろうか。リスクがある時こそ支援が必要な時であり、利用者、支援者が共にリスクに向き合うことで双方が力をつけていくといえる。もちろん、ICT以外で意思を確認する工夫の充実が必要なことは言うまでもない。

おわりに

主に知的障害者にサービスを提供する就労継続支援B型の施設職員へのICT機器の活用可能性及び現状と課題を意思決定支援の視点で検討を行った。ICT機器の活用は利用者の意思疎通、意思形成に期待されるものの、活用されない理由として、ICT機器の使用が職員にとって難しいことや、利用者がICT機器を利用することでリスクが生じると考えていることが明らかになった。

これらの課題を解決するには、職員が、利用者が利用することを想定してICT機器に慣れることが必要で、そのための研修も望まれる。ただし、ICTの活用は手段であって、目的ではないことを確認しておきたい。さらに、これまで福祉の領域ではリスクは回避するものと考えられきたが、リスクを成長や人生を豊かにするものとして捉えなおし、どのようにリスクと向き合うかということについて丁寧に慎重に議論していくことが求められている。

引用・参考文献

- 木口恵美子（2016）「知的障害者の自己決定支援と意思決定支援」、東洋大学福祉社会開発研究センター編『つながり、支え合う福祉社会の仕組みづくり』中央法規173-187
- 柴田洋弥（2013b）「生活介護事業における意思決定支援」『さぼーと』6月号, 11-13.
- 志村健一・清野絵・宮竹孝弥ら（2016）「障がい者福祉施設におけるICTの利用」『福祉社会開発研究』、8号, 33-45.
- 志村健一（2016）「知的障がいのある人たちの意思決定支援におけるタブレットPC活用に関する調査報告」『福祉社会開発研究』8号, 95-99.
- 志村健一・望月隆之・荒木敬一（2017）「知的障がいのある人の意思決定支援におけるiPad活用」『福祉社会開発研究』9号, 45-54.
- 志村健一・小泉隆文（2019）「ソーシャルワークにおけるICTの活用とネットワーク支援 ―知的障害のある人たちへの支援事例からデジタル活用共生社会へ―」『ソーシャルワーク研究』Vol.45, 39-50.
- 東洋大学福祉社会開発研究センター（2019）『就労継続支援B型サービス提供者のICT利用実態・意識調査結果報告書（知的障がいのある利用者）』
- 丸山晃・小泉隆文（2018）「障害者施設における「つながりにくさ」と当事者活動」東洋大学福祉社会開発研究センター編『つながり、支え合う福祉社会の仕組みづくり』中央法規, 91-104.
- 渡辺崇史（2019）「生活を支援するICT活用の視点」『さぼーと』5月号, 17-19.

